

さいたま市プレミアム付商品券発行事業約款

第1章 総則

(趣旨)

第1条 さいたま市、さいたま市商店会連合会（以下「市商連」という。）及びさいたま商工会議所（以下「商工会議所」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促すとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、さいたま市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）発行事業を実施する。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(名称)

第2条 商品券の名称は「がんばろう さいたま！商品券」とする

(発行団体)

第3条 商品券を発行する団体は、さいたま市、市商連、商工会議所が組織するさいたま市プレミアム付商品券発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、令和2年9月18日から令和3年4月30日までとする。

(発行額等)

第5条 商品券の発行額は、72億円とする。

2 発行額のうち、販売額は60億円とし、その20%にあたる12億円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

(商品券の内容)

第6条 商品券の内容は、1冊につき、共通券1,000円分を8枚、及び専用券500円分を8枚とする。

2 商品券の販売単位は1冊とし、販売額は10,000円とする。

3 共通券はすべての取扱加盟店で使用できるものとし、専用券は第25条に規定する取扱加盟店のみで使用できるものとする。

(共通券及び専用券面表示事項)

第7条 共通券及び専用券に次の事項を記載する。

(1) 発行団体

(2) 使用可能な金額及び使用期間

(3) 商品券の使用可能店舗（以下「取扱加盟店」という。）

- (4) 第三者への譲渡・売却の禁止
- (5) 商品券で購入できない商品
- (6) つり銭対応
- (7) 返品・返金等の対応
- (8) 紛失、盗難等の免責
- (9) 約款の存在
- (10) その他、商品券の管理に必要な情報

第2章 商品券の販売

(販売対象者)

第8条 商品券の販売対象者は、市内在住、在勤及び在学の者とする。

(購入者の決定)

第9条 商品券の購入者の決定にあたっては、購入希望者から専用WEBサイト、または葉書により申込みを受け、購入決定者へ通知するものとする。

2 購入希望者による申込は一人につき1件のみとし、同一人物による複数件の申込であると実行委員会が判断した場合は、まとめて1件と扱うこととする。

3 第8条の販売対象者の資格の確認にあたっては、購入希望の申込時に本人からの申告により確認することとするが、実行委員会が必要と判断した場合は、申込者に対し、資格の確認に必要な資料の提出を求めことができる。

4 購入希望が商品券発行冊数を上回る場合は、実行委員会による抽選にて決定することとし、当選の発表は当選者への通知をもって行うこととする。

5 購入希望が商品券発行冊数を下回る場合は、再度購入者の募集を行うこととする。

(購入限度)

第10条 商品券は、1人につき5冊を限度に購入することができる。

(販売期間)

第11条 商品券の販売期間は、令和3年2月28日までとするが、それ以前においても発行冊数に達し次第終了とする。

(決済方法)

第12条 商品券購入の決済方法は、実行委員会が作成した請求書により、指定の期日までに、ゆうちょ銀行またはコンビニエンスストアにおいて支払う方法とする。

(商品券の交付方法)

第13条 商品券の交付は、前条による決済が確認できた購入者へ簡易書留により交付するものとする。

(商品券の再販売)

第14条 第12条による決済が、指定の期日までに行われず、購入されない商品券が発生した場合、実行委員会において販売方法を決定し、再販売するものとする。

第3章 商品券の使用

(使用できる者)

第15条 商品券は、購入者本人(以下「使用者」という。)に限り使用することができる。

(使用期間)

第16条 商品券の使用期間は、令和2年12月5日から令和3年3月31日までの間とし、使用期間を経過した商品券は無効とする。

(使用限度額)

第17条 商品券の使用限度額は設けないものとする。

(取扱加盟店)

第18条 取扱加盟店は、第26条による取扱加盟店の登録手続きをした店舗とする。

(対象商品等)

第19条 商品券は、取扱加盟店が取り扱う商品の購入若しくは借受け又はサービスの提供について、使用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等)
- (2) ギフト券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入や電子マネーへのチャージ
- (3) 商品、サービス等の引換券などの代金を前払いするもののうち、有効期限が令和2年3月31日を超えるもの
- (4) 性風俗関連特殊営業、キャバレー、パチンコ店などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- (5) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6) 金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品及び現金との換金、金融機関への預入れ
- (7) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場(一時預りを除く。)などの不動産に係る支払い
- (8) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱加盟店以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの

- (9) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- (10) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- (11) やむを得ない理由により取扱加盟店が取扱いを不可としたもの
- (12) その他実行委員会が不相当と認めるもの

(つり銭)

第20条 商品券の額面に満たない使用に対するつり銭は、支払わないものとする。

(使用者の責務)

第21条 使用者が購入した商品券を、返品、現金又は他の商品券との交換、譲渡、販売及び担保に供することは、できないものとする。

- 2 使用者が商品券で購入した商品等については、現金による返金はできないものとする。
- 3 使用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、使用者の責務とする。ただし、紛失、滅失が災害等の不可抗力による場合は、この限りではない。

(不正使用の損害)

第22条 偽造等の不正使用により本事業に損失を与えたときは、当該不正使用者より損害金の全部を申し受けるものとする。

第4章 取扱加盟店

(取扱加盟店の募集)

第23条 取扱加盟店の募集の周知方法は、実行委員会の作成する専用ホームページ、さいたま市及びさいたま商工会議所のホームページ、さいたま市報、さいたま商工会議所会報誌等により広く行うものとする。

(取扱加盟店の登録資格)

第24条 取扱加盟店の登録資格は、本事業に参加を希望するさいたま市内の店舗(事業所)とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 性風俗関連特殊営業、キャバレー、パチンコ店などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定するもの
- (2) さいたま市暴力団排除条例(平成25年さいたま市条例第86号)第2条第1号に掲げる暴力団又は第2条第2号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他実行委員会が不相当と認めるもの

(専用券の取扱加盟店の資格)

第25条 専用券を使用できる取扱加盟店の資格は、以下のいずれかを満たすこととする。

- (1) 店舗面積が1,000㎡以下である店舗
- (2) その他、実行委員会が認める店舗

例：大型商業施設内において複数のテナントが商店会組織を形成して、かつ、さいたま市の各地区商店会連合会に加盟している団体に所属している店舗

(取扱加盟店の登録手続き)

第26条 取扱加盟店の登録を希望する店舗(事業所)は、実行委員会の作成する専用ホームページからの申込み、又はさいたま市プレミアム付商品券発行事業取扱加盟店登録申込書兼誓約書(様式第1号)に必要事項を記入の上、FAXにて提出するものとする。

2 実行委員会は、前項の規定による申込があったときは、当該申請者が第24条に定める登録資格を有することを確認の上、取扱加盟店として登録する。

(取扱加盟店の登録料)

第27条 取扱加盟店の登録料は無料とする。

(換金期間)

第28条 商品券の換金期間は、令和2年12月10日から令和3年4月8日到着分までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第29条 取扱加盟店が、商品券を換金するには、必要事項を記入した換金用伝票及び裏面に取扱加盟店名を記載した使用済みの商品券を指定の封筒等に同封の上、実行委員会が指定する場所へ郵便局から発送するものとする。

2 前項に規定する発送は、前条に定める換金期間に行わなければならない。

3 取扱加盟店舗への入金は、第26条第1項による申込時に指定された口座へ順次行うものとする。

(換金手数料)

第30条 取扱加盟店は、換金に係る送料、手数料等は負担しないものとする。

(取扱加盟店の責務)

第31条 取扱加盟店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者が使用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (2) 実行委員会が配付するステッカー、ポスター等を使用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 使用者から受け取った商品券には、速やかに裏面に店舗印を押印又はサインするとと

もに、取扱加盟店控の半券を換金期間終了まで保管すること。

- (4) 裏面に他店舗の押印又はサインのある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察へ通報するとともに、実行委員会に報告すること。なお、確認用として配布する見本券を、商品券を取り扱うすべての従事者に周知すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買又は再利用は行わないこと。
- (7) 購入した商品券での直接換金、商品仕入れ等への使用は行わないこと。
- (8) 実行委員会が行う調査へ協力すること。
- (9) 本約款を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従うこと。

(取扱加盟店資格の喪失等)

第32条 本約款に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱加盟店登録の取り消し、損害金の請求等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第33条 商品券の盗難、紛失又は滅失は、取扱加盟店の責に帰するものとする。

(届け出事項の変更)

第34条 取扱加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに実行委員会に届け出るものとする。

第5章 雑則

(返還請求等)

第35条 使用者が不正等を目的として、次のことを行った場合は、プレミアム相当額の返還請求をし、又実行委員会で審議し決定した処置を取ることができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れをすること。
- (3) 自らの商品仕入等に使用すること。
- (4) その他商品券発行事業の目的に反する行為に使用すること。

(実行委員会の責務)

第36条 実行委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 商品券の売上金は、換金のために使用すること。
- (2) 商品券の発行、回収、在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (3) 商品券の保管は特に厳重に行うこと。
- (4) 商品券の盗難又は紛失が発生したときは、速やかに実行委員会の会長に盗難又は紛失した商品券番号を報告するとともに取扱加盟店にその旨を通知すること。

(5) 上記の各号のほか、商品券発行事業に必要な運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第37条 実行委員会の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、実行委員会の責に帰するものとし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第38条 商品券発行事業に係る事務局を次のとおり置く。

(2) 名 称 「がんばろう さいたま！商品券」事務局（株）JTB埼玉支店内）

(2) 所 在 地 〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル7F

(3) 電話番号 店舗向けコールセンター 0570-063-580

購入希望者等向けコールセンター 0570-070-112

2 この約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会
が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、令和2年10月5日から施行する。